

## (1) 行政書士試験の出願後における試験会場の変更

### 1 申出要旨

平成 24 年度の行政書士試験の受験手続をインターネットで行ったが、転勤により、出願時に申し込んでいた試験場での受験が困難になった。このため、当該試験を実施している財団法人行政書士試験研究センターに対して試験会場の変更を求めたが、会場の変更は認めていないということであった。

私のように転勤等で試験会場の変更を希望する者もいると思うので試験場の変更を認めてほしい。

(注) 平成 24 年 9 月に行政相談業務室が受け付けた相談事案である。

### 2 制度の概要

#### (1) 行政書士業務等

行政書士とは、「他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類（略）を作成することを業とする」者である(行政書士法(昭和 26 年法律第 4 号)第 1 条の 2)。

行政書士として活動するためには、行政書士試験に合格した上で日本行政書士連合会に対して行政書士名簿への登録を申請し、同会から登録を受けることが必要とされている(行政書士法第 2 条第 1 号、第 6 条第 1 項及び第 6 条の 2 第 1 項)。

#### (2) 行政書士試験の概要

行政書士試験の施行に関する事務は、都道府県知事が行うこととされているが、都道府県知事は、総務大臣の指定する者に、行政書士試験の施行に関する事務を行わせることができ、また、その場合には、試験事務を行わないものとする(行政書士法第 3 条第 2 項、第 4 条第 1 項及び第 4 条第 3 項)。

総務大臣は、行政書士試験の施行に関する事務を行う者として、財団法人行政書士試験研究センター(以下「試験研究センター」という。)を指定しており、試験研究センターは、平成 24 年 10 月現在、全国 47 都道府県の知事から行政書士試験の施行に関する事務の委任を受けている。

試験研究センターは、総務省令で定める試験事務の実施に関する事項(注)について試験事務規程を定め、総務大臣の認可を受けなければならないとされている(行政書士法第 4 条の 8)。

(注) 受験申込の受付方法、受験手数料、試験の実施方法、試験問題の作成手続等

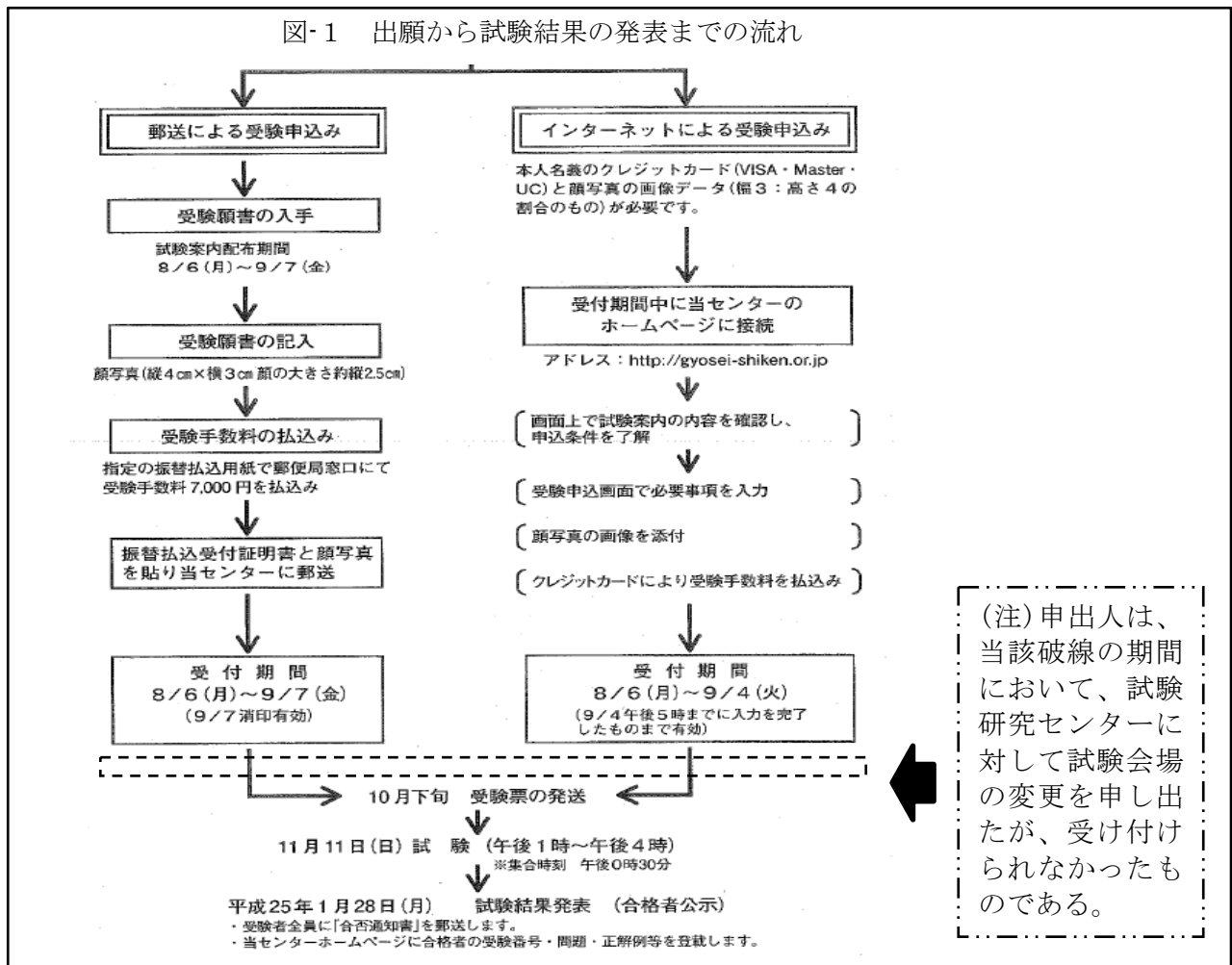
試験研究センターは、総務大臣の認可を受けた試験事務規程(行政書士試験事務規程(平成 12 年行試セ規第 11 号をいう。以下同じ。))に基づき、試験日時、試験会場等を定めた実施計画を定め、同計画についても総務大臣の認可を得ている。平成 24 年度における行政書士試験の受験資格等の概要は、表-1 のとおりである。

表-1 平成 24 年度行政書士試験の概要

試験日	平成 24 年 11 月 11 日(日)13:00~16:00	
受験資格	何人でも受験可能(年齢、学歴、国籍等不問)	
方 試 法 験 科 目、	試験科目	① 行政書士の業務に関し必要な法令等(憲法、行政法、民法、商法及び基礎法学) ② 行政書士の業務に関連する一般知識等(政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解)
	試験方法	択一式及び記述式
申込手続	郵送又はインターネット	
出願期間	① 郵送 平成 24 年 8 月 6 日(月)~同年 9 月 7 日(金) ② インターネット 平成 24 年 8 月 6 日(月)9:00~同年 9 月 7 日(金)17:00	
受験料	7,000 円(出願時に支払い)	
受験票の交付	平成 24 年 10 月下旬に発送	
試験会場	受験者の希望により選択可能。 ただし、希望者が多数の場合は同一都道府県の他会場に変更	
試験結果の発表	平成 25 年 1 月 28 日 9:00 に掲示板及び試験センターのホームページに合格者の受験番号を掲載、可否通知の発送	
試験案内配付期間	平成 24 年 8 月 6 日(月)~同年 9 月 7 日(金)	

(注) 本表は、平成 24 年度行政書士試験案内に基づき当局が作成した。

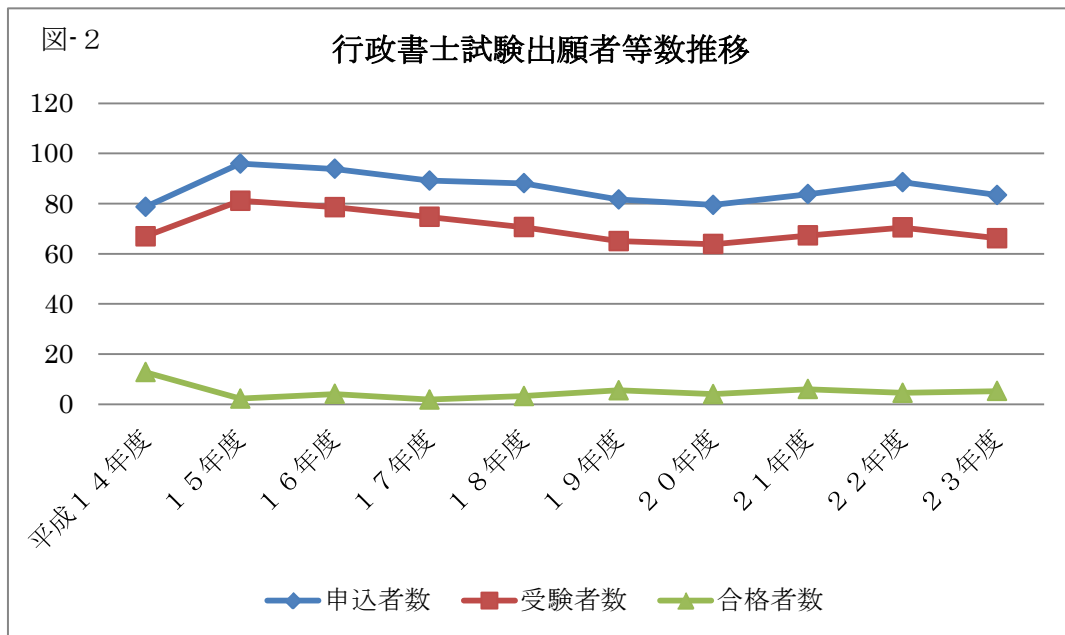
また、行政書士試験の出願から試験結果の発表までの流れは、図-1 のとおりである。



(注) 本図は、「平成 24 年度行政書士試験案内」に基づき当局が作成した。

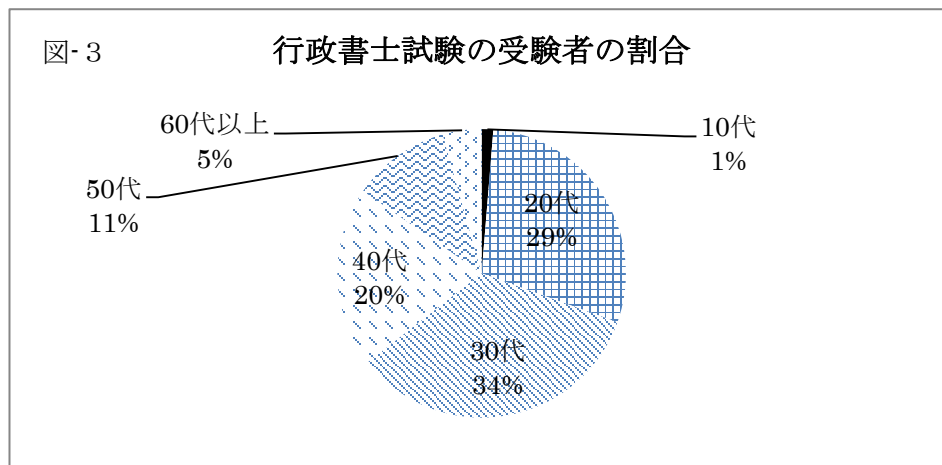
### (3) 行政書士試験の受験者の属性等

平成14年度から23年度までの行政書士試験の出願者数の推移は図-2のとおりであり、平均出願者数は86,534人、うち受験者数は70,574人(出願者の約81%)、合格者数は5,064人(受験者の合格率は、約7.2%)となっている。



(注) 試験研究センターのホームページに基づき当局が作成した。

また、平成21年度から23年度までの3年間の受験者を年代別にみると、図-3のとおりであり、20代と30代が全体の63%を占めている。



(注) 試験研究センターのホームページに基づき当局が作成した。

### (4) 出願後の試験会場の変更

行政書士試験の会場は、受験者が任意に選択することができ、平成24年度の試験においては、47都道府県が設置する69か所の会場から選択することができることとされている。ただし、受験申込者数が多く収容定員を超えた試験場については、試験研究センターが、出願者が選択した試験場と同一の試験地(都道府県)の他の試験会場に変更している。

### (5) 類似試験における試験会場の変更の状況

試験研究センターは、試験事務規程第 11 条第 2 項の規定(確定した試験場の変更は認めない。)に基づき、出願後の試験会場の変更を認めていない。

一方、国が法令等に基づき設けている資格制度の中で試験により当該資格を取得できるもの(158 試験)のうち、業務独占の資格試験である 8 試験(行政書士試験を含む。)を確認したところ、表-2 のとおり、試験会場の変更を認めているもの、認めていないものがあつた。

表-2 転勤等の自己都合による出願後の試験会場の変更の可否等(その 1)

変更の可否	試験名(試験)	試験会場の変更の可否に係る理由見等
可	司法	出願者が転居等した場合に限り、出願期間後から試験実施 1 か月半前くらいまで(24 年度の試験の場合、4 月 1 日まで) 会場の変更を例外的に認めている。 なお、原則として認めていないのは、遠隔地への転勤等やむを得ない事情がある場合でないのに自由に試験地の変更を認めたのでは、事務及び試験実施に多大な支障が生じるためである。
	弁理士	試験会場の変更を求める申出の件数が少数であるため、試験会場の変更ができる期間を具体的に定めている訳ではないが、試験の実施に支障のない範囲において認めている。
	社会保険労務士	出願から締切りの翌月末までは変更を認めている。 なお、「試験室の割り振り」、「試験実施要員数」、「試験問題の部数」については、会場変更申請の締切日までは概数で準備していることから特段の支障はない。
否	税理士	会場の借上げについては、申込者数が確定した後に試験室の割り振りを行った上で契約し、併せて、試験官等の確保、試験問題の配布準備等の試験実施体制を整備している。 仮に、試験会場の変更を認めた場合、試験室の不足や試験実施体制への影響が生じ、適正な試験実施に支障を来すため、試験会場の変更は認めていない。
	司法書士	試験会場の変更を可能とした場合、自己都合により、試験会場の変更を申し出る受験者が一定数予想され、当該試験室で受験する者の管理事務がふくそうすることから、試験実施に支障が生じるおそれがある。
	土地家屋調査士	
	公認会計士	試験室ごとの受験者及び試験官の配置や試験問題及び解答用紙部数の変更、試験実施地間での各種書類の移送の必要が生じることなどにより、円滑な試験の運営に支障を来すため。
行政書士	「3 関係行政機関の意見」のとおり。	

(注) 本表は、当局の確認結果に基づき作成した。

表-2 転勤等の自己都合による出願後の試験会場の変更の可否等（その2）

変更の可否	試験名	実施主体	出願期間 (日)	試験日 (一次試験)	出願日から一次試験までの期間 (日間)	出願者数 (23年試験、人)	試験会場数	会場の借上げ方法
可	司法	司法試験委員会	23/11/24~12/7 (14)	24/5/16、17、19、20	173	11,265	12	公募により借り上げている。 借上げ先が大学の場合は、当該大学からの提示に従っている。
	弁理士	工業所有権審議会	24/4/1~4/10 (10)	24/5/20	49	7,839	6	大学教室単位での借上げ
	社会保険労務士	厚生労働大臣 (全国社会保険労務士会連合会)	24/4/16~5/31 (46)	24/8/26	132	66,782	34	試験申込者数（見込数）に応じ、棟単位、教室単位を併用して借用
否	税理士	国税審議会	24/5/15~5/25 (11)	24/7/31~8/2	77	58,453	15	基本的に部屋単位
	司法書士	法務大臣	24/5/7~5/18 (12)	24/7/1	55	29,379	50	会場の借上げについては、各法務局等において行っており、法務省では正確には把握していないが、教室単位の借上げ
	土地家屋調査士	法務大臣	24/5/28~6/8 (12)	24/8/19	83	5,056	9	
	公認会計士	公認会計士・監査審査会	23/9/2~9/16 (15)	23/12/11	100	23,151	12	各財務局により区々
	行政書士	都道府県知事 (試験研究センター)	24/8/6~9/7 (33)	24/11/11	97	75,817	69	確認中

(注) 1 本表は、当局の確認結果に基づき作成した。

2 出願期間、試験日は平成24年度試験のもの(ただし、公認会計士試験は23年度の試験のもの。)

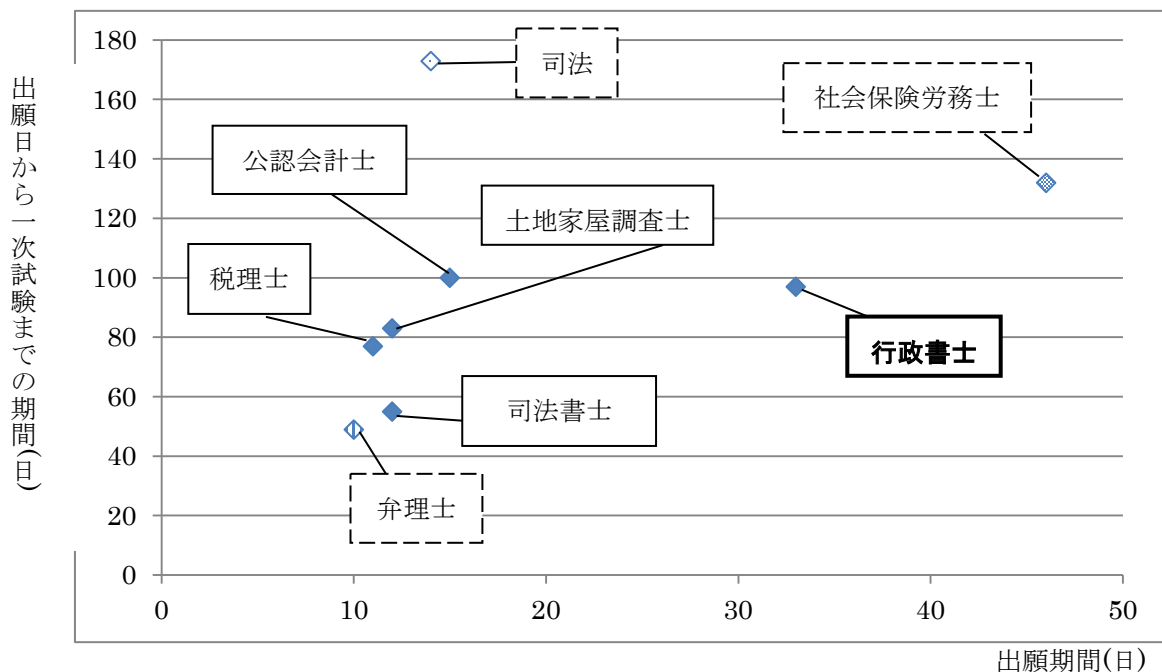
表-3 試験会場の変更手続の方法等

試験名 (試験)	試験会場の変更手続の方法等
司法	受験者ID (付与されている場合)、氏名、生年月日、住所及び電話番号を記載の上、試験地 ((変更前・後) 及び試験地を変更する理由を記載したもの。) に当該事情を証明する書類 (転勤の場合は辞令等の写し) を提出
弁理士	受験番号 (付与されている場合)、氏名、電話番号、変更前・変更後の受験地及び受験地を変更する理由を「受験地変更届」に記入の上、提出
社会保険 労務士	氏名、生年月日、住所及び電話番号を記載の上、試験地 ((変更前・後) 及び変更する理由を記載したもの。) に当該事情を証明する書類 (転勤の場合は辞令等の写し) を提出

また、抽出した8試験について、①「出願期間」、②「出願後の試験会場の変更可能期間」、③「試験会場の変更可能期間が終了してから一次試験までの期間」を整理したところ、表-4及び表-5のとおり、次の傾向にあると考えられる。

- ・ 出願期間から試験日までの期間が長いほど、出願後に試験会場の変更を認めている。
- ・ 試験日から逆算して概ね2か月前になると、一部試験会場の変更を認めている試験であっても、試験会場の変更が認められていない。

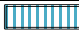


表-4 8試験における「出願期間」と「出願日から一次試験までの期間」の相関



- (注) 1 本表は、当局の確認結果に基づき作成した。  
 2 表中の点線で囲んだ試験が、出願後に試験会場の変更を認めているものである。

表-5 転勤等の自己都合による出願後の試験会場の変更の可否等

		試験までの期間(月前)					
		6	5	4	3	2	1
変更の可否	試験名						
可	司法		14	115			44
	弁理士					10	39 (注)
	社会保険労務士			46	29	57	
不可	税理士					11	66
	司法書士					12	43
	土地家屋調査士					12	71
	公認会計士				15	85	
	行政書士				33	66	

- (注) 1  は、出願期間、 は、出願後の試験会場の変更可能期間、 は、試験会場の変更可能期間又は出願期間が終了してから一次試験までの期間を示す。
- 2 弁理士試験は、試験会場の変更ができる期間を具体的に定めていないため、便宜上、試験日の前日まで、変更できると仮定した。

## (6) 試験事務規程の変更に係る手続

行政書士試験事務規程を改正する方法は、次の2種類がある。

- ① 試験研究センターが、都道府県知事の意見を聴取し、その意見を踏まえ規程を改正し、総務大臣の認可を得る方法(行政書士法第4条の8第1項、2項)
- ② 総務大臣が「認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるとき」に変更命令を行う方法(同法第4条の8第3項)

## 3 関係行政機関の意見(自治行政局行政課)

### (1) 試験会場の変更

- ① 受験者の自己都合による試験場の変更を認めると、各試験場における試験室の割り振り、試験監督員の確保、試験問題の部数など、試験全体の実施体制を逐次変更しなければならず、試験事務の実施に混乱が生じることとなる。

したがって、試験場が確定した後の変更は認めないとする現行の試験事務規程は妥当であり、試験研究センターに対して、受験出願後の試験場変更を指導する必要はないものとする。

なお、当該試験は、都道府県知事が行う事務であることから、規程を改正するためには、その検討段階から各都道府県の意見を聞く必要があると考えている。

- ② 変更命令は、現行の試験事務規定では、試験を的確に実施できない場合に総務大臣が実施するものであり、試験会場の変更という「便宜の向上」という世界においては、そもそも変更命令は行えない。
- ③ 出願後の取下げは認めていない(試験事務規程において、取下げができることとしていないため)。また、取下げ後に再出願ができるようにすると試験会場の変更を認めるよりも、事務の混乱が生じると考える。

### (2) 受験料の返還

なお、返還を認める事例として、過誤納があった場合や天災等により試験が実施されなかった場合、天災等により試験を受けることができなかった場合等のみを限定列挙しており、自己都合により受験を取りやめる場合について認めるものとはなっていない。

また、一旦受験申込みがなされると、試験研究センターにおいては、それを受け付けた時点で受付事務が発生しており、それに加え、受験番号・試験場の確定や受験票の作成・送付等の事務も発生する以上、受験申込者が自己都合により出願を取り下げたとしても、その受験料を返還しないことは妥当と考える。



## (2) 災害共済給付金の支給対象の明確化

### 1 申出要旨

県立A高校（以下「A高校」という。）に通学している3年生の娘が、同校内で実施された模擬テストを受験後、帰宅途中で交通事故に遭い、右手首を骨折し、病院で通院治療を受けた。

このため、災害共済給付金の請求に必要な書類を、A高校を通じて県教育委員会（以下「県教委」という。）に提出したが、同教委からは業者が行う模擬テストは災害共済給付金の対象外と言われ書類も返却された。

模擬テストは、A高校の校舎を使い、同校の教員が立ち会っていることから、学校行事の一環であると考えられるので、災害共済給付金が支給されるようにしてほしい。

(注) 平成24年8月に熊本事務所が受け付けた相談事案である。

### 2 制度の概要

#### (1) 災害共済給付制度

災害共済給付制度は、学校の管理下で、児童・生徒等の災害（負傷、疾病等）が発生したときに、医療費等の災害共済給付を行う、国、学校の設置者及び保護者の三者の負担による互助共済制度である。

当該制度は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号。以下「スポーツ振興センター法」という。）に基づき、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「スポーツ振興センター」という。）が業務を実施している。

災害共済給付金の請求及び支払に関する事務については、スポーツ振興センターの本部及び全国5か所の地方事務所が行っている。

#### (2) 災害共済給付制度の実情

##### ① 災害共済給付金の給付件数及び給付金額

災害共済給付金には、医療費、障害見舞金及び死亡見舞金の3種類があり、平成22年度及び23年度における災害共済給付金の給付件数及び給付金額は、表-1のとおりとなっている。

表-1 災害共済給付金の給付件数及び給付金額の状況

区分	平成22年度	23年度
医療費	2,094,538件 (15,523,300千円)	2,110,477件 (15,850,419千円)
障害見舞金	467件 (1,796,020千円)	381件 (1,636,955千円)
死亡見舞金	74件 (1,551,000千円)	82件 (1,841,000千円)
計	2,095,079件 (18,870,320千円)	2,110,940件 (19,328,374千円)

- (注) 1 スポーツ振興センター作成「平成 23 年度災害共済給付状況」に基づき、当局が作成した。
- 2 1 件の災害で複数月分を給付しているものがあるため、給付件数は災害発生単位の件数(平成 23 年度実績は 112 万件)と一致しない。

## ② 手続の流れ

独立行政法人日本スポーツ振興センター業務方法書(平成 15 年度規則第 1 号。以下「スポーツ振興センター業務方法書」という。)第 26 条の規定によれば、災害共済給付金の支払請求は、学校の設置者(教育委員会・学校法人等)からスポーツ振興センター(支所)に対して、災害共済給付の種類ごとに定める様式を送信又は提出することによって行い、独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令(平成 15 年政令第 369 号。以下「スポーツ振興センター法施行令」という。)第 4 条に規定する同給付金の支払いはスポーツ振興センターから学校の設置者を經由して児童生徒等の保護者に支払われることとされている。

なお、保護者も直接学校の設置者を經由して同給付金の支払請求をすることができることとされている。

この場合、保護者は、学校を介さずに、学校の設置者に請求し又は学校の設置者から同給付金を受け取ることが可能であるが、保護者が学校の設置者を介さずにスポーツ振興センターに請求し又はスポーツ振興センターから同給付金を受け取ることとはできない。

## ③ 受給権の時効

スポーツ振興センター法第 32 条の規定によれば、「災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から二年間行わないときは、時効によって消滅する。」とされている。

## (3) 災害共済給付金の対象範囲

スポーツ振興センター法施行令第 5 条第 1 項の規定によれば、「学校の管理下における災害の範囲」として、「児童生徒等の負傷でその原因である事由が学校の管理下において生じたもの。ただし、療養に要する費用が五千円以上のものに限る。」(同項第 1 号)等とされている。

また、「学校の管理下」について、同条第 2 項では「児童生徒等が、法令の規定により学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合」(同項第 1 号)等とされている。

このように、災害共済給付金の対象範囲は、「学校の管理下」で生じたものかどうかで判断する必要がある。

しかし、スポーツ振興センターは、表-2 のとおり、H21 年度災害共済給付制度説明会の資料(スポーツ振興センター福岡支所が作成し県教委に配布した資料)において「業者テスト…は、旧文部省次官通知により慎むこととされているため、センターでは給付できません。」としている。

表－２ 災害共済給付金における業者が行う模擬テストの取扱い

区分	質問	回答
<p>H21 年度災害共済給付制度説明会の資料（スポーツ振興センター福岡支所が作成し県教委に配布した資料）</p>	<p>①休日(土日)に実施される土日講座②学内での業者の進路模擬テスト。いずれも学校の行事計画に組み込まれており、学校と父母教師会との共催で、指導教員は生徒(保護者)からの徴収金の中から支払うとなった場合災害給付の対象となりますか。</p>	<p>①指導教員に徴収金から支払をすることが「教育計画に基づく課外指導」と認定することと矛盾しないという判断が上位の教育委員会・校長会等によりなされていることを前提に、給付対象とします。 一般的な解釈としては、給与以外の支払をもって教師の労働を供させることについて教育計画とすることは困難であると考えられます。 ②業者テスト(志望校選択のための偏差値等の資料を得ることを目的とする業者の作成に係るテストをいう。)は、旧文部省次官通知により慎むこととされているため、センターでは給付できません。</p>
<p>災害共済給付の実務相談（学校安全研究会編集、「ぎょうせい」発行の加除式書籍。）</p>	<p>進学志望の中学校三年生を対象に、日曜日、当校を会場としてG学習研究会主催の模擬テストが行われました。このテストは、学校行事(進路指導)に位置づけて実施され、中学三年の進学希望者全員が受験、テストの監督・指導は、当校の教師が行っております。 テストは、業者作成による模擬テストで、業者が採点処理を行い、その結果に関する資料を各中学校や生徒に送付するもので、学校ではテスト結果を三年生の進路決定の基礎資料としております。このテストの受験は、学校の管理下となるでしょうか。</p>	<p>質問の模擬テストは、学校が授業等の効果を判定するために市販のテストブック等を使って行うものとは性格が違いますから、たとえば、会場が自校であり、学校が進路指導として自校の教師が監督して行ったとしても、「教育課程に基づく授業」（令第五条第二項第一号）、「学校の教育計画に基づいて行われる課外指導」（令第五条第二項第二号）のいずれにも該当せず、学校の管理下とはされません。 また、このテストを受けるための自宅と学校との往復も「通学」（令第五条第二項第四号）とはなりません。</p>

(注) 本表は、H21 年度災害共済給付制度説明会の資料及び災害共済給付の実務相談に基づき当局が作成した。

なお、上記表－２でスポーツ振興センター福岡支所が作成し県教委に配布した資料が引用している旧文部省次官通知とは、平成5年2月22日付け文初高第243号「高等学校入学者選抜について(通知)」であり、当該通知には以下のような内容(抜粋)が記載されている。

(抜粋)

3 業者テストの偏差値を用いない入学者選抜の改善について

(1) 高等学校の入学者選抜は公教育としてふさわしい適切な資料に基づいて行われるべきものであり、業者テストの結果を資料として用いた入学者の選抜が行われることがあってはならないこと。

また、中学校における進路指導は日ごろの学習成績や活動の状況等による生徒の能力・適性、興味・関心等に基づき総合的に行われるべきものであり、業者テストによる偏差値等に依存した進路指導は行わないこと。

(2) 入学者選抜に関し一切、中学校にあっては、業者テストの結果を高等学校に提供しないよう、また、高等学校にあっては、業者テストや学習塾の実施するテストの偏差値の提供を中学校に求めないよう、平成6年度入学者選抜から直ちに改善すること。

さらに、高等学校は、業者テストの実施者はもとより、学習塾に対しても資料の提供を求めたり、保護者や生徒から業者テストの偏差値等を求めたりするようなこともあってはならず、併せて直ちに改善すること。

(3) 中学校は業者テストの実施に関与することは厳に慎むべきであり、授業時間中及び教職員の勤務時間中に業者テストを実施してはならないし、また、教職員は業者テストの費用の徴収や監督、問題作成や採点に携わることがあってはならないこと。(略)

(4) (略)

(4) 法の趣旨目的

「日本学校安全会法の概説」(文部省体育局学校保健課長 澁谷敬三著 S35年発行第一法規出版)には、「学校の管理下において児童、生徒の災害事故が発生した場合、多くの事例は、損害賠償の対象にもならず、かといって学校側は関知しないというわけのものではなく重大な関心を有するものでありますが、損害賠償の責めを負わないと思われるような事故の場合は学校の設置者などから費用はでにくいわけで、学校側としてはただ心苦しいばかりであり、一方保護者の方も学校側の責任で起きた災害ではなくとも学校で自分の子女が負傷をしてきて費用の出所がないから結局保護者の負担において医療費を出さなければならないということで、そこに割り切れないものがのこるわけであり、学校の管理下において児童、生徒の災害が発生した場合、学校側にとっても保護者側にとっても、精神的、金銭的に問題、困惑が生じ、とかくトラブルが表面化しておこり、または潜在化して、学校教育の円滑な実施の上に問題となっていたのであります。(中略)日本学校安全会法の成立により、学校の管理下における児童、生徒、幼児の災害に対する救済制度は、大別して、(1)損害賠償の制度、(2)社会保険の制度および(3)災害共済給付の制度の3つとなるわけではありますが、学校の管理下において発生する児童、生徒、幼児の災害について、損害賠償の対象となるようなものは実際には比較的少く、社会保険の給付も国民皆保険となっても半額給付の建前となっているので、日本学校安全会法により災害共済給付の制度が確立されることは、学校側を含めて学校の設置側にとっても、父兄側にとっても、従来のような困惑、トラブルは著しく減少されることが期待されるわけであり、学校教育の円滑な実施に資することの大きいものがあると考えられます。(法1条)」と記載がある。

### 3 関係機関の意見

#### (1) スポーツ振興センター

① 業者が行う模擬テストの実施日における事象は災害共済給付金の対象か。

→ 災害共済給付金の対象は、スポーツ振興センター法施行令第5条第1号において、「児童生徒等の負傷でその原因である事由が学校の管理下において生じたもの。」等とされている。

また、災害共済給付の「学校の管理下」の範囲については、スポーツ振興センター法施行令第5条第2項第1号から第5号に定められている。

一般的な業者が実施する「模擬テスト」についての詳細が不明な状態で回答することは困難であるが、本件申出の件が上記の規定に該当しない場合は災害共済給付の「学校の管理下」の範囲外と判断することとなる。

② 業者が行う模擬テストの実施日に起こった事象に対する災害共済給付金の支給実績はどうか。

→ 平成23年における災害共済給付実績は、災害発生単位で112万件である。なお、請求件数、不支給件数については集計、把握していない。

業者が行う模擬テストの実施日に生じた事象に係る請求件数や(不)支給件数について、電算システムで検索できる仕組みはなく、調べるのは物理的に無理である。

③ スポーツ振興センター法施行令第5条第2項第3号の解釈

→ 第3号「その他校長の指示又は承認に基づいて学校にある場合」とは、教育課程に基づく授業若しくは教育計画に基づいて行われる課外授業以外の始業前や授業終了後の放課後等にあたる時間帯のことで、学校教育を受けるために登校して当該時間中に学校にあることが必要である。これについては、「独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の基準に関する規程」(平成15年度規程第6号)に照らし、判断することになる。

④ スポーツ振興センターは、学校の設置者に対して、学校長が作成した災害報告書(スポーツ振興センター業務方法書第26条に規定する所定の様式)の記載内容を基に支給可否を審査する業務を委託しているのか。

→ 所定の様式の記載内容等を点検・確認することについては、給付金の請求者たる学校の設置者が行うところの通常の事務処理であると考ええる。

点検・確認の方法・範囲については法令上の規定はない。提出もれや記載もれがないかといった形式上の不備を点検・確認するものであると考ええる。なお、支給可否を審査する業務を委託した事実はない。

## (2) 文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

- ① 災害共済給付については、学校管理下における児童生徒等の災害につき、法令、スポーツ振興センターが定める規程等に基づき、スポーツ振興センターが適切に審査、決定していると認識しており、文部科学省として法令等の変更は考えていない。
- ② スポーツ振興センターに対して、災害共済給付金の支給に関してスポーツ振興センター法施行令の解釈（運営基準等）として、特に示しているものはない。
- ③ 本件については、スポーツ振興センターから県教委の事務担当者に対する助言があり、県教委としてスポーツ振興センターの支所に対して正式な請求を行っていないと聞いている。県教委が判断したことについて、文部科学省から直接に指導等することは適当ではないが、一般的に、スポーツ振興センターに対し、申請者からの事前の相談や申請した際の手続等について、丁寧に対応するよう従前から伝えているところである。
- ④ 本件のように不服申立てを行うことができない取扱いについて、まず、県教委からスポーツ振興センターに申請いただければ、スポーツ振興センターにおいて適切に審査等を行うものと考えている。  
また、保護者自身が学校の設置者を經由して、災害共済給付金の支払請求を行うこともできる。

## (3) A高校

- ① 本件行政相談に係る業者の模擬テストは、3学年在籍数 88 名のうち進学を希望する 55 名（平成 24 年 6 月 9 日現在）が受験している。  
模試は、毎年度定期的実施している。受験は生徒の任意であるが、大学を受験する生徒には模試を受けるよう勧めている。  
また、当該模擬テストは、校長の指示の下で進路指導主事が計画し、校長名で申込んで実施している。
- ② 試験官たる教職員に対し、模試の日当はどこからも支払われていない。
- ③ 教職員が事故に遭い通院費用が掛かることになった場合、費用負担の取扱いについては、個別に県教育委員会・主管課の判断を仰ぐこととなるので判断できない。
- ④ 当該模擬テストの実施は、学校教育計画として進路指導年間計画に模試が盛り込まれている。  
なお、模試は教育課程には含めていない。

### (3) 有料道路における障害者割引に係る登録車両台数の拡大等

#### 1 申出要旨

有料道路の障害者割引の対象車両について、あらかじめ登録した自家用自動車1台に限定され不便であり、改善してほしい。または、障害者本人が乗車していれば、登録車両に関係なく割引が適用されるよう改善してほしい。

(注) 平成22年12月に北海道管区局釧路分室が受け付けた相談事案である。平成17年度以降、同様の相談が6件寄せられている。

#### 2 第88回推進会議（平成24年12月6日）の議論の概要

- (1) 国土交通省の対応は評価できるが、推進会議の議論を踏まえたあっせんを行った場合、同省はどのような対応がとれるのか。
- (2) NPO法人を含めた障害者団体から、障害者1人につき登録自動車1台の有料道路料金の割引を認めている現行制度について、支障がある具体的な例を収集できないか。

#### 3 確認結果

##### (1) 国土交通省の意見

総務省から本件についてあっせんを受けた場合、あっせんの内容を踏まえ、再度検討するよう有料道路事業者へ公文書で依頼することとなる。ただし、現時点では、高速道路会社を取り巻く環境に特段の変化はないため、各高速道路会社から平成24年10月12日付けの回答と異なる内容の回答が得られるとは想定し難い。

なお、本件については、これまでも有料道路事業者において、割引の対象となる範囲の拡大や手続の簡素化が随時進められてきたものであり、当省としても引き続き、利用実態等を踏まえて検討が進められるよう、有料道路事業者に協力を求めてまいりたい。

(2) 障害者団体等における本件に係る要望等の把握状況

	障害者関連団体名	具体的な要望等
1	A 障害者関連団体	毎年開催する全国大会で、様々な観点から有料道路の障害者割引の拡大に係る要望があり、関係機関に陳情している。最近は、障害者手帳を提示することで利用できるよう要望している。
2	B 障害者関連団体	有料道路の障害者割引の拡大に係る意見要望については支部等も含めて受け付けているが、その多くが属人的に障害者割引をしてほしいというものである。また、件数や個別具体的な事例については取りまとめていない。
3	C 障害者関連団体	全国に支部があり、そこから意見要望を集約しているが、厚生労働省や文部科学省に関連するものが多い。有料道路の拡大について、特段意見要望等を集約しているということはない。なお、本件に関する意見では、複数台に拡大してほしいというのではなく、障害者手帳の所持者に対して属人的に割引をしてほしいとするものである。
4	D 障害者関連団体	障害者の施策に対する意見要望を受け付け、必要に応じて関係府省に対し、陳情しているが、有料道路の障害者割引の拡大に係る要望は特に受け付けていない。
5	E 県身体障害者連盟	当連盟は、有料道路における障害者割引の拡大として、対象となる車両を複数台数にすることは要望しておらず、あくまで、障害者が運転又は同乗する場合の全てについて対象とすること、すなわち属人的にすることを求めている。

(注) ヒアリングに基づき、当局が作成した。